

エキサイトよこはま 22 懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 横浜駅周辺地区の将来像を見据えた「国際都市横浜の玄関口にふさわしい街づくり」の指針となる計画検討を目的に設置された横浜駅周辺大改造 計画づくり委員会において、平成 21 年 12 月に策定された「エキサイトよこはま 22」(以下「本計画」という。)を円滑に推進するため、エキサイトよこはま 22 懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(他の検討組織との連携)

第 2 条 懇談会は、本計画の実現化に向けて、別途、組織化する基盤整備検討会、ガイドライン検討会、まちづくり活動組織及びこれらを横断的に調整するまちづくり戦略調整会議(以下「戦略調整会議等」という。)との成果共有・フィードバックを図るものとする。

(所掌事務)

第 3 条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について、討議、検討を行う。

- (1) 本計画の推進に関する意見・提言
- (2) 戦略調整会議等の成果等についての意見交換、フィードバック
- (3) 本計画にかかる情報発信

(組織)

第 4 条 懇談会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元振興協議会
- (3) 鉄道事業者
- (4) まちづくり関係者
- (5) 地元自治会
- (6) 関係行政機関
- (7) 地元経済団体

2 懇談会の委員については、前各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(座長)

第 5 条 懇談会に座長 1 名及び副座長若干名を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により選出することとする。
- 3 座長は、懇談会を代表して会務を総理することとし、副座長はこれを補佐する。
- 4 座長に事故があったとき、又は、座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する副座長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、必要な時期に座長が召集する。

2 懇談会の議長は座長が務める。

3 懇談会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局・庶務)

第7条 懇談会の事務局・庶務は、横浜市都市整備局都市再生推進課において処理する。

(会議の公開)

第8条 原則として、懇談会は公開とし、委員名簿、配布資料、議事概要等をホームページ等により公開する。ただし、懇談会の内容が次に掲げる各号に該当する場合、座長は議事及び配布資料の一部を公開しないことができる。

(1) 公にすることにより、法人、その他の団体又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(2) 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

(3) 公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人、その他の団体又は個人における通例として公にしないこととされているもの

(4) その他、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるもの

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。